

株式会社よしなが

虐待防止対策のための指針

制定 令和6年3月

1 本指針の作成の目的（基本的考え方）

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応ができるように本指針を作成する。

2 虐待防止対策ための体制

虐待防止の対策を推進するため、虐待対策委員会を設置します。なお、本委員会の運営責任者は代表取締役とします。

1) 委員会の構成メンバー

委員長は代表取締役とし、その他の委員は、別表のとおりとします。

2) 委員会の開催

虐待防止委員会は、年に1回(3月)以上、必要な都度委員長が招集します。

3) 委員会の実施内容

虐待対策委員会の議題は、委員長が定めます。

具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- 虐待対策委員会その他事業所内の組織に関すること。
- 虐待防止対策指針の整備に関すること。
- 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

3 職員の研修に関する基本方針

1) 虐待防止のための研修は、年1回以上各施設・事業所において実施する。

2) 身体拘束適正化および身体拘束を無くすための研修を、年1回以上各施設・事業所において実施する。

3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等(ケアコラボ)により保存します。

4 虐待等が発生した時の対応に関する基本指針

虐待等が発生した場合には、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

5 本指針の閲覧に関する基本方針

指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

以上

(付則)

この指針は、令和6年3月1日から施行します。

更新等履歷

[illegible]